

平成 24 年度 広域型特別養護老人ホームの公募選定結果

事業者名	社会福祉法人 小倉新栄会		<b>選 定</b>		
代表者名	理事長 上田 一雄		定員 120 人		
設置場所	小倉北区弁天町		(順位 2 位)		
評価結果	評価項目		配点	評価	得点
	基本方針・ 運営方針に 関するもの	法人の経営理念	3.0	B	2.4
		施設の基本方針	3.0	B	2.4
		地域福祉の核となる取組み	3.0	B	2.4
		利用者への情報提供、情報公開	3.0	B	2.4
		利用者一人ひとりへのサービス提供	3.0	B	2.4
		サービスの質の向上策	3.0	B	2.4
		人材の確保と定着	3.0	B	2.4
		職員の育成、職場環境	3.0	B	2.4
		低所得者に対する配慮	3.0	B	2.4
		利用者の尊厳の保持	3.0	C	1.8
		苦情解決の仕組み	3.0	C	1.8
		事故防止対策及び事故発生時の対応	3.0	C	1.8
		衛生管理等の対策	3.0	C	1.8
		非常災害対策	3.0	B	2.4
		虐待防止対策、身体拘束廃止	3.0	C	1.8
		個人情報保護対策	2.0	B	1.6
		地域との連携	3.0	A	3.0
		地域住民への生活支援	3.0	B	2.4
		認知症高齢者ケア	3.0	C	1.8
		ユニットケア(個別ケア)の実現	3.0	C	1.8
	医療と介護の連携	3.0	A	3.0	
	事業計画の具体性・実現性と継続性	15.0	A	15.0	
	小 計		77.0	-	61.6
	施設の特徴 に関するもの	環境への配慮	2.0	C	1.2
		施設面での特徴	5.0	C	3.0
		その他創意工夫や取組みの特徴	3.0	B	2.4
		立地面での特徴	10.0	B	8.0
設置場所		3.0	B	2.4	
小 計		23.0	-	17.0	
<b>加点前の評価点</b>		100.0	-	<b>78.6</b>	
定員 120 人の選択による加点		5.0	有	5.0	
<b>総 合 点</b>		105.0	-	<b>83.6</b>	

評価レベル	乗率	
A	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
B	80%	優れている(十分な能力を有している)
C	60%	普通(一応の能力を有している)
D	40%	不十分である
E	0%	不適切である

事業者名	社会福祉法人 小倉新栄会
選定理由	<p>(総評)</p> <p>今回の提案については、全体として、各項目の内容が一般的な説明にとどまらず、既存法人の運営実績や特徴を活かした具体的な取組みとして提案されており評価できる。</p> <p>特に、「地域との連携」では、訪問販売やフィットネスジムの活用、介護予防・健康献立メニューの情報発信、隣接地の市民センターとの連携による生活の知恵講座、地域交流スペース等の貸し出し年間スケジュールの公開など、創意工夫のある取組みが記述されており、高く評価できる。</p> <p>また、「医療と介護の連携」では、各階ごとに嘱託医師を配置する医師6名の医療体制や看護師の当直制、医療依存度の高い入所者への配慮など、同一法人に病院がある強みを活かした特徴的な取組みが記述されており、高く評価できる。</p> <p>その他、プラスの評価となった主な項目については以下のとおりである。</p> <p>(項目ごとの評価)</p> <p>「地域福祉の核となる取組み」では、病院・ケアハウス・保育園との連携強化、各施設の専門人材をはじめとしたソフト面の活用、ボランティアコーディネーター研修等への職員参加など、特徴的な取組みが記述されている。</p> <p>「利用者一人ひとりへのサービス提供」では、ケアプラン作成マニュアルによる質の確保、24時間シートによる入居前のライフスタイルの尊重、ボランティアの導入による個人活動の充実化、新栄会病院のリハビリ科との連携による残存能力を考慮した個別ケアなど、具体的に記述されている。</p> <p>「職員の育成、職場環境」では、職員の資格取得の支援や費用の一部補助、育児・介護のための休暇の充実や就業時間の短縮、人権擁護委員会の設置、女性用パウダールームの設置、職員のメンタルヘルスなど、具体的に記述されている。</p> <p>「低所得者への配慮」では、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の実施は当然のことながら、各種負担軽減制度の代行申請、最新の負担軽減制度の積極的な情報発信など、具体的に記述されている。</p> <p>「非常災害対策」では、救急教室の開催、非常災害時の自立運営、避難経路の整理整頓・清掃の徹底などが具体的に記述されていることに加え、隣接する新栄会病院との連携による相互支援体制の構築など特徴的な取組みが記述されている。</p>
付帯条件	<p>指定までに既存の事業所が実地指導等で指摘を受けた場合は、指摘事項について改善を行うこと。また、返還金等が発生した場合は誠実に返還すること。</p> <p>指定までの期間も継続的に地域住民への説明を行い、理解と協力を得られるように努めること。</p> <p>選定後の図面協議により、市から設計変更等の要請があった場合は必ず応じること。この協議が終了しなければ、入札・工事には着手できないこと。</p> <p>開設予定地の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努めるとともに、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めること。</p> <p>介護予防の拠点と地域交流の場としての役割を果たすとともに、地域福祉・地域医療とのネットワークの強化に努め、地域における在宅支援の介護拠点を目指すこと。</p> <p>社会福祉法人による利用者負担軽減制度を積極的に活用するなど、低所得者への配慮を十分に行うこと。</p> <p>ユニットケアの理念に基づき、入所者の生活が入所前の居宅における生活と連続したものとなるよう支援するとともに、入所者の個性を尊重し、ゆとりある暮らし・生きがいを感じられる暮らしを実現できるよう努めること。</p> <p>提案の早期実現に向け、ユニット型施設としての十分な組織体制を整えるとともに、</p>

	<p>開設を安全・円滑に行うため、現在の計画よりも早期の人員確保に努め、事前の職員研修等の期間を十分に確保し、準備を徹底すること。また、職員のキャリアアップを図るための支援を一層充実させること。</p>
その他 分科会及び 審査会意見	<p>たんの吸引や胃ろうなど医療ニーズの高い入所者の受け入れや、口腔ケアの充実、ターミナルケアの実施などについて、医療機関等との連携を強化し、増加する需要に応えてほしい。</p> <p>職員の賃金を引き上げることなど処遇の向上に努め、離職を減らすことにより、入所者へのサービスの向上に繋げて欲しい。特に介護職員の賃金については十分な配慮を行うこと。</p>